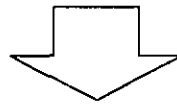


労働時間等設定改善指針について

- 平成 22 年 6 月 18 日に閣議決定された「新成長戦略」において、2020 年までに実現すべき成果目標として、「年次有給休暇取得率 70%」及び「週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合 5 割減」が定められた。
- 平成 22 年 6 月 29 日に仕事と生活の調和推進官民トップ会議において「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」（以下「行動指針」という。）が改定され、行動指針の数値目標については、「新成長戦略」と同じ数値目標が盛り込まれた（別紙 1）。



労働時間等設定改善指針の別表においては、行動指針の数値目標（平成 19 年 12 月に設定）がそのまま掲げられている。

○労働時間等設定改善指針（平成 20 年厚生労働省告示第 108 号）（抄）

1 労働時間等の設定の改善に関する基本的考え方

(5) 他の法令、計画等との連携

なお、行動指針においては、仕事と生活の調和した社会の実現に向けた企業、働く者、国民、国及び地方自治体の取組を推進するための社会全体の目標として別表のとおり定められているところである。

このため、労働時間等設定改善指針の別表の内容を、行動指針の新たな数値目標に差し替え、両指針の整合を図る（別紙 2-1、2-2）。

○仕事と生活の調和推進のための行動指針の数値目標 (平成22年6月29日改定)

		数値目標設定指標	現状(直近の値)	2020年
I 就労による経済的自立が 可能な社会	①	就業率 (Ⅱ、Ⅲにも関わるものである)	20～64歳 74.6%	80%
			15歳以上 56.9%	57%
			20～34歳 73.6%	77%
			25～44歳 女性 66.0%	73%
			60～64歳 57.0%	63%
②	時間当たり労働生産性の伸び率(実質、年平均) (Ⅱ、Ⅲにも関わるものである)	1.7% (2000～2009年度の10年間平均)	実質GDP成長率に関する目標(2%を上回る水準)より高い水準(※)	
③	フリーターの数	約178万人 (2003年にピークの217万人)	124万人 ※ピーク時比で約半減	
Ⅱ 健康で豊かな生活が 確保できる社会	④	労働時間等の課題について労使が話し合いの機会を設けている割合	52.1%	全ての企業で実施
	⑤	週労働時間60時間以上の雇用者の割合	10.0%	5割減
	⑥	年次有給休暇取得率	47.4%	70%
	⑦	メンタルヘルスケアに関する措置を受けられる職場の割合	33.6%	100%
Ⅲ 多様な働き方・生き方が 選択できる社会	⑧	在宅型テレワーカーの数	330万人	700万人 (2015年)
	⑨	短時間勤務を選択できる事業所の割合 (短時間正社員制度等)	(参考)8.6%以下	29%
	⑩	自己啓発を行っている労働者の割合	42.1%(正社員) 20.0%(非正社員)	70%(正社員) 50%(非正社員)
	⑪	第1子出産前後の女性の継続就業率	38.0%	55%
	⑫	保育等の子育てサービスを提供している割合	保育サービス(3歳未満児) 24%(平成21年度末見込み)	44% (2017年度)
			放課後児童クラブ(小学1年～3年) 20.8%	40% (2017年度)
	⑬	男性の育児休業取得率	1.23%	13%
⑭	6歳未満の子どもをもつ夫の育児・家事関連時間	1日当たり 60分	2時間30分	

数値目標の設定に当たっては、以下の数値目標との整合性を取っている。

- ・①～③、⑤～⑦、⑩～⑬:「新成長戦略」(平成22年6月18日、閣議決定)
- ・①、③、⑤～⑦、⑩、⑪、⑬:「2020年までの目標」(平成22年6月3日、雇用戦略対話)
- ・⑧:「新たな情報通信技術戦略 工程表」(平成22年6月22日、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部)
- ・⑫:「子ども・子育てビジョン」(平成22年1月29日閣議決定)

※「新成長戦略」(平成22年6月18日、閣議決定)において、「2020年度までの平均で、名目3%、実質2%を上回る成長を目指す。」、「2%を上回る実質成長率を実現するためには、それを上回る労働生産性の伸びが必要である。」とあることを踏まえたもの。

(新)

労働時間等設定改善指針 別表

※下線部は改正箇所

数値目標設定指標		現状(直近の値)	2020年	
①	就業率	20～64歳	74.6%	80%
		15歳以上	56.9%	57%
		20～34歳	73.6%	77%
		25～44歳女性	66.0%	73%
		60～64歳	57.0%	63%
②	時間当たり労働生産性の伸び率(実質、年平均)	1.7%(2000年～2009年度の10年間平均)	実質GDP成長率に関する目標(2%を上回る水準)より高い水準(※)	
③	フリーターの数	約178万人(2003年にピークの217万人)	124万人※ピーク時比で約半減	
④	労働時間等の課題について労使が話し合いの機会を設けている割合	52.1%	全ての企業で実施	
⑤	週労働時間60時間以上の雇用者の割合	10.0%	5割減	
⑥	年次有給休暇取得率	47.4%	70%	
⑦	メンタルヘルスケアに関する措置を受けられる職場の割合	33.6%	100%	
⑧	在宅テレワーカーの数	330万人	700万人(2015年)	
⑨	短時間勤務を選択できる事業所の割合(短時間正社員制度等)	(参考)8.6%以下	29%	
⑩	自己啓発を行っている労働者の割合	正社員	42.1%	70%
		非正社員	20.0%	50%
⑪	第1子出産前後の女性の継続就業率	38.0%	55%	
⑫	保育等の子育てサービスを提供している割合	保育サービス(3歳未満児)	24%(平成21年度末見込み)	44%(2017年度)
		放課後児童クラブ(小学1年～3年)	20.8%	40%(2017年度)
⑬	男性の育児休業取得率	1.23%	13%	
⑭	6歳未満の子どもをもつ夫の育児・家事関連時間(1日当たり)	60分	2時間30分	

数値目標の設定に当たっては、以下の数値目標との整合性を取っている。

・①～③、⑤～⑦、⑩～⑬:「新成長戦略」(平成22年6月18日、閣議決定)

・①～③、⑤～⑦、⑩、⑪、⑬:「2020年までの目標」(平成22年6月3日、雇用戦略対話)

・⑧:「新たな情報通信技術戦略 工程表」(平成22年6月22日、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部)

・⑫:「子ども・子育てビジョン」(平成22年1月29日閣議決定)

※「新成長戦略」(平成22年6月18日、閣議決定)において、「2020年度までの平均で、名目3%、実質2%を上回る成長を目指す。」、「2%を上回る実質成長率を実現するためには、それを上回る労働生産性の伸びが必要である。」とあることを踏まえたもの。

(旧)

労働時間等設定改善指針 別表

※下線部は改正箇所

数値目標設定指標		現状	目標値	
			5年後(2012年)	10年後(2017年)
就業率	25～34歳男性	90.3%	93～94%	93～94%
	25～44歳女性	64.9%	67～70%	69～72%
	60～64歳男女計	52.6%	56～57%	60～61%
	65～69歳男女計	34.6%	37%	38～39%
時間当たり労働生産性の伸び率		1.6%(1996年～2005年度の10年間平均)	2.4%(5割増)(2011年度)	＝
フリーターの数		187万人(平成15年にピークの217万人)	ピーク時の3/4に減少(162.8万人以下)	ピーク時の2/3に減少(144.7万人以下)
労働時間等の課題について労使が話し合いの機会を設けている割合		41.5%	60%	全ての企業で実施
週労働時間60時間以上の雇用者の割合		10.8%	2割減	半減
年次有給休暇取得率		46.6%	60%	完全取得
メンタルヘルスケアに取り組んでいる事業所割合		23.5%	50%	80%
テレワーカー比率		10.4%	20%(2010年まで)	＝
短時間勤務を選択できる事業所の割合(短時間正社員制度等)		(参考)8.6%以下	10%	25%
自己啓発を行っている労働者の割合	正社員	46.2%	60%	70%
	非正社員	23.4%	40%	50%
第1子出産前後の女性の継続就業率		38.0%	45%	55%
保育等の子育てサービスを提供している割合	保育サービス(3歳未満児)	20.3%	29%	38%
	放課後児童クラブ(小学1年～3年)	19.0%	40%	60%
男女の育児休業取得率		女性:72.3%	女性:80%	女性:80%
		男性:0.50%	男性:5%	男性:10%
6歳未満の子どもをもつ男性の育児・家事関連時間(1日当たり)		60分	1時間45分	2時間30分